# Employment & Labor Law Practice

# 労働法プラクティス

当事務所では、近年複雑化する労働法分野に対応するため、最新の法律・判例等の知識の研鑽に努めることは勿論、実務における豊富な経験を有する各弁護士が密接に協働してクライアントへのサービスを行っています。また、当事務所が伝統的に培ってきた紛争解決に関するノウハウをもとにした訴訟対応、M&Aや事業再編の人事・労務アドバイス、労働組合対応、日常の労働相談など、労働法分野のあらゆる場面において最良のリーガルサービスを提供いたします。

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

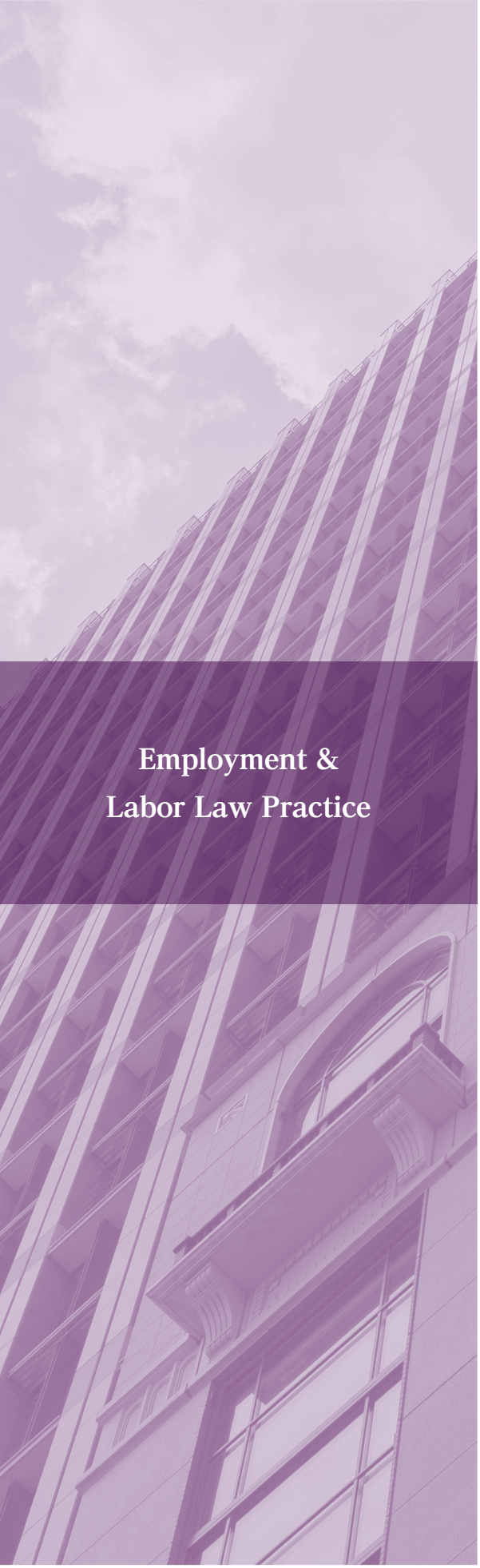


## 紛争解決

ビジネスが抱える労働法に関するリスクは年々大きくなっており、ビジネスの種類や規模にかかわらずそのリスクは無視できないものとなっています。また、大きな法改正や通達・指針・ガイドラインの創設・変更がされる事に伴い、労働法分野の解釈・理論や実務上の取扱いは日々変化し続けています。加えて、近時、「働き方」に関する価値観の多様化が進み、テレワーク推進や兼業・副業の解禁などこれまでの労働慣行を根本的に見直す企業も増えています。

当事務所では、伝統的に培ってきた訴訟・紛争解決に関する豊富な経験とノウハウを活かした具体的事案への対応だけではなく、労働法分野における最先端の議論と実務に基づく最良のアドバイスを提供します。

## 複雑化する案件への対応
### （M&A、事業再編、クロスボーダー案件等）

ビジネスの複雑化に伴い、リーガルリスクにおいても法律分野をまたがる案件やビジネスの特徴に密接に関連する案件が増えています。こうした案件においては、労働法にのみ特化した専門家だけでは必ずしも十分な対応ができません。

たとえば、M&A案件においては労働者の取扱いが案件の鍵を握ることも多々ありますが、事業譲渡や会社分割などの案件においてクライアントの企図する取引を達成するためには、労働法の知識のみならず、それぞれの取引と法規制を理解し、これに則した適切な契約書の作成や法規制の順守が必須となります。

当事務所の労働法プラクティスは、ワンストップ・フルサービスを提供する総合事務所の強みを活かし、こうしたM&A取引はもとより、倒産法や知的財産権といった他の法分野や、インダストリー特有の案件、クロスボーダー案件など、各分野の専門家と連携を取りながら実務に則した最良のアドバイスを提供します。

Employment &
Labor Law Practice

## 労務アドバイス

労働法の分野においては、法律上の考え方のみならず、現場レベルの実務運用や職場で発生する諸問題について的確な理解がなければ有意義なアドバイスを提供することはできません。そうした理解をしないままリスクを過度に避ければ、長期的にはビジネスの活力が削がれていくことも考えられることから、弁護士としてのアドバイスにおいて現場や実務への理解は必須であると考えています。

当事務所では、企業での勤務経験を有する弁護士を中心に、「実務に活きる」リーガルサービスを心がけており、リスクを適切に評価したうえで、クライアントにとって最良のアドバイスを提供します。また、労働法プラクティスグループでは、クライアントとの緊密なコミュニケーションを重視し、案件の大小にかかわらず日常的な労務相談に積極的に取り組んでいます。

こうした姿勢をもとにしたアドバイスこそ、当事務所が国内外の事業会社から高い評価を受けている所以であると自負しております。

## 労働法コンプライアンスの徹底のために

労働法分野においては、近時頻繁に法令が改正されたり、新たな裁判例が出されたりするなど、日々変化が続いています。こうした変化への適切な対応力が特に企業において求められており、また、変化を意識した常日頃のマネジメントによって大きなトラブルを防ぐことが可能となります。労働法プラクティスグループでは、労働法分野の新たな動向について各メディアを通じて随時情報を発信し、クライアントの人事マネジメントの一助となるよう努めています。

また、労働法は現場でこそ活かされる必要がありますが、トップの理解はもとより、現場の管理者の理解こそ、労働法コンプライアンスにとってもっとも重要であると言っても過言ではありません。そのために、労働法プラクティスグループでは、最新の法令、裁判例、学説上の議論を、分かりやすく紹介し、役員レベルから、現場レベルまで労働法コンプライアンスの徹底を図る社内セミナーの実施を積極的に行っています。

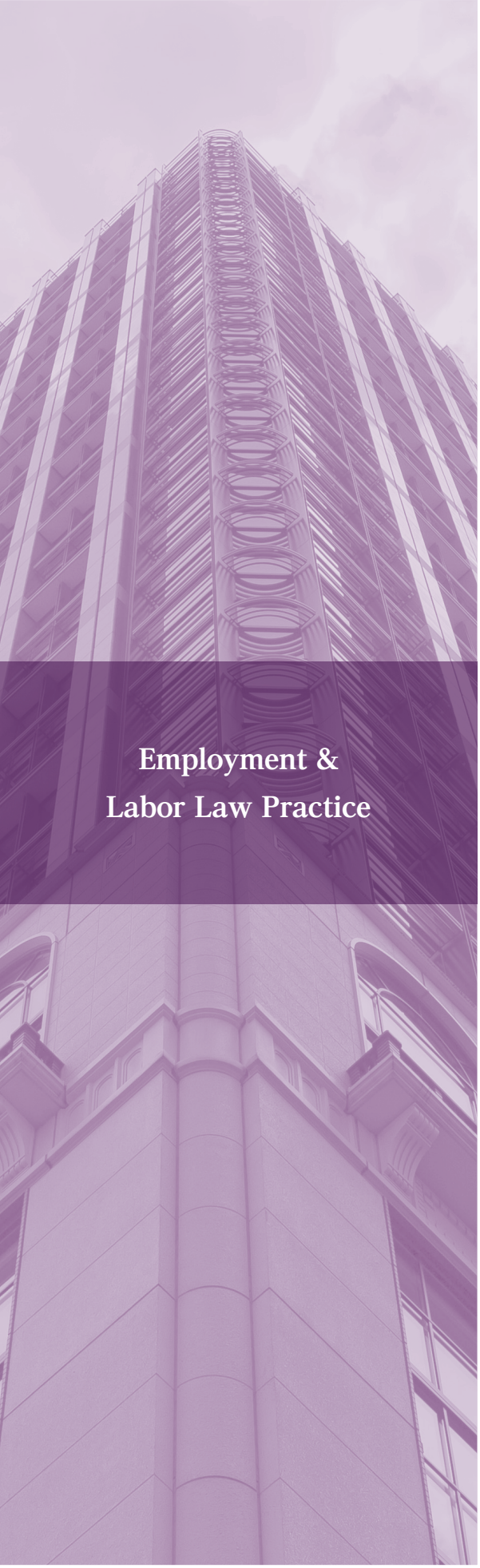


# 専門的なリーガルサービスを提供するために

当事務所の労働法プラクティスグループでは、定期的に研究会を開催し、最新の重要判例の研究・分析を行うとともに、各弁護士が案件処理の過程における検討内容の共有を行うことで、ノウハウの蓄積と共有を図っています。

また、厚生労働省労働基準局をはじめとする同省への出向も多数行っており、労働行政に関する豊富な知識及び実務経験の獲得に努めています。労働法プラクティスグループに所属する各弁護士は、こうした知見をもとに労働法関連のセミナーや講演、各種執筆活動にも積極的に取り組んでいます。

森・濱田松本法律事務所　広報
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com

©2023 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.